

台湾における接見交通の現状と課題

顔 榕[※]

- I 前言
- II 台湾刑事訴訟法における接見交通権に関する制度
- III 結論

I 前言

身体拘束を受けた被疑者、被告人が、弁護人と接見し、または書類の授受をすることができるという権利を接見交通権という¹⁾。これらの権利を実効的に行使させ、単なる形式的な保障にとどまらせないためには、国家機関が弁護人と被疑者・被告人との間の接見交通を積極的に保障しなければならない。しかし、2009年の憲法解釈 654 号が出される以前は、身体拘束を受けた被告人または被疑者が弁護人と接見する際に、立会人を付け、接見の会話が録音され、その内容を証拠とする運用が台湾の実務には存在していた。このような状況は、憲法解釈 654 号によって解消され、また刑事訴訟法及び拘留法に関する法改正にも大きな影響を与えた。

その後、2023 年に、112 年憲法裁判所第 9 号判決では、弁護士事務所に搜索することができるか否かについて、接見交通権の内容、射程などを説明することによって、判断された。

本文は、まず憲法解釈 654 号、112 年憲法裁判所第 9 号判決を説明し、次に現行台湾刑事訴訟法に関する条文や重要な判決を紹介して論じる。その上で、日本

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 24 巻第 2 号 2025 年 8 月 ISSN 1347-0388

※ 国立台北大学法律学系副教授

1) 林鈺雄『刑事訴訟法（上）』（元照、2024 年）240 頁。

の刑事訴訟法 39 条を比較して結論を導く。

II 台湾刑事訴訟法における接見交通権に関する制度

2010 年以前の旧刑事訴訟法 34 条では「逮捕を受けている被疑者或は勾留を受けている被告人又は被疑者は、弁護人と接見し、又は書類の授受をすることができる。但し、被告人又は被疑者の通謀その他の罪証の隠滅等の疑うに足りる相当な理由があるとき、その接見、又は書類の授受を制限することができる。」と定められていた。しかし、制限する方法、理由などが不明確にすぎた上、憲法解釈 654 号の影響を受け、2010 年に改正された。憲法解釈 654 号の内容を紹介する前に、まずは、台湾における憲法解釈の概要を確認する。

1. 憲法解釈 654 号及び 112 年憲法裁判所第 9 号判決

台湾における違憲審査制度に関する根拠条文として、台湾憲法 78 条「司法院は憲法を解釈し、かつ、法律及び命令を統一解釈する権限を有する」を挙げることができる。すなわち、憲法判断を専門に行う憲法裁判所（司法院に所属されている大法官 15 名に構成される²⁾）を設置し、同裁判所はその審査権を独占している。そのため民事、刑事および行政事件を行う裁判所において適用されている法律が違憲である疑義が生じ、かつその法律が事件に直接に影響を与えた場合には、ただちに各裁判所は審理を中止して、憲法裁判所に判断を請求することになる（憲法訴訟法第 55 条）。一般市民による憲法裁判所への請求も認められる。その要件としては、市民が憲法上保護されている権利を侵害され、かつその侵害に対する訴訟法上の可能な限りの手段が尽くされていることを前提とする（憲法訴

2) 台湾憲法修正 5 条 1 項「(1 項) 司法院には大法官 15 名を置き、そのうちの一名を院長、一名を副院長とする。これらは総統が指名し、立法院の同意を経て任命する。本規定は 2003 年より施行し、憲法 79 条の規定は適用しないまた、司法院の大法官は、判事から転任された者を除き、憲法 81 条および判事の終身職待遇に関する規定は適用されない。」とされ、5 条 4 項「司法院における大法官は、憲法第 78 条の規定による職務に加え、憲法法院を構成して、総統および副総統の弾劾案件ならびに政党の違憲解散に関する事項を審理する。」とされる。

訟法第 59 条)。基本的に、当該法律自体の合憲性を審査している（憲法訴訟法第 1 条 1 項）³⁾。

なお、2019 年に 1 月 4 日に、「司法院大法官審理事件法」から「憲法裁判所法」に法改正がなされ、「憲法裁判所法」が 2022 年 1 月 4 日に施行されている。そのため、2022 年 1 月 4 日以前に司法院大法官が作成した憲法判断は、憲法解釈○○号と表記される。2022 年 1 月 4 日以降、司法院大法官が作成した憲法判断は（中華民國）○○○年憲法裁判所○号判決と表記される。

(1) 憲法解釈 654 号（2009 年）

刑事被告人（被疑者）の接見交通権は、その身柄が拘束され、外界との連絡を遮断された者にとって、法律上もっとも重要な権利（の 1 つ）と言える。

台湾刑事訴訟法第 27 条第 1 項に、被告人ならびに被疑者はいつでも弁護人を選任することができると明確に規定されている。また同法 95 条 1 項 3 号にも、被告人や被疑者に対する尋問や取調べの前に、その者に対して弁護人を選任することができることを告知しなければならないと規定され、いずれも被告人や被疑者が刑事手続において弁護権を享受できる根拠となっている。台湾憲法には弁護権の明確な保障規定は無く、憲法解釈第 654 号が示される以前、弁護権は国民（被告人）の憲法上の権利であるかどうかは明確ではなかった。しかし台湾国内の研究者は早くから、憲法解釈 396 号によりすでに正当な法律の手続上の要求から、理論的に被告人は刑事訴訟手続において憲法上の弁護権を享受すると結論づけていた⁴⁾。最高裁判所も数回にわたって、台湾憲法 16 条の訴訟権の保障の趣旨により、弁護権が被疑者また被告人の基本的な権利であることを明確にしている⁵⁾。

3) 台湾における違憲審査に関し、以下の日本語文献を参考することができる。李建良著、蔡秀卿訳「台湾における憲法判断に関して、台湾における人民申立ての違憲審査制度の歴史の展開——司法院大法官會議規則から憲法訴訟法へ——」立命館法学 395 号（2021 年 6 月）394～427 頁。

4) 王兆鵬「受有效律師協助的權利——以美國法為參考」月旦法學雜誌第 123 期（2005 年）148 頁、149 頁、林裕順「偵察程序為何需要『公費』辯護制度——實質、有效辯護的關鍵機制」全國律師 12 卷 12 期（2008 年）9 頁、李榮耕「Gideon's Trumpet——被告的受有效率辯護權」全國律師 12 卷 12 期（2008 年）21～23 頁。

憲法解釈 654 号により、弁護権は憲法上の基本的権利であるとの結論が確定し、本号解釈の争点は、収監中の被告人と弁護士の接見において行われる立会いと会話録音が違憲であるか否かに移った。大法官は本号解釈理由書の冒頭には明確に、「憲法 16 条により市民は訴訟権を有しており、これはつまり市民が公平に審判を受ける権利があることを意味する。正当な法律的手続によって、信頼できる弁護人を選任することを含めて刑事被告人（被疑者）は十分な防御権、公平な審判を受ける権利を有する。刑事被告人（被疑者）が弁護人の援助を受ける権利は、刑事被告人（被疑者）にとって実効的に保障されることで、初めて防御権の効果が発揮される。従って刑事被告人（被疑者）と弁護人が干渉を受けることなく十分に自由な意思疎通をすることは、弁護人の援助を受ける防御権を行使する際の重要な本質であり、憲法により保障されるべきである。上述の十分に自由な意思の疎通をする権利の行使に対し、法律による制約を加えてはならないわけではないが、憲法第 23 条の比例原則の規定に沿い、具体的かつ明確であれば、憲法が保障する防御権の本旨に沿うものであり、憲法第 16 条の保障する訴訟権の規定に反することではない」とされる。明確に弁護人の援助を受ける権利が刑事被告人（被疑者）の憲法上の権利であることを示し、かつ弁護人と被告人が干渉を受けることなく十分に自由な意思疎通ができる接見交通の権利が憲法上に保障されることと認めている。

また、本号の審査対象は、①（改正前）拘留法 23 条 3 項につき被告人または被疑者は弁護人と接見する際に、立会人を付けるべきであるということ、と②（改正前）同法 28 条と同法 23 条において被告人又は被疑者が弁護人と接見する際に、接見の会話が録音される内容を証拠とすることである。これらについて、①は憲法 23 条に定める比例原則に違反するとされ、②は被告人または被疑者の防御権を不当に制限しており、憲法 16 条の訴訟権に違反すると判断された。

そのため、接見交通権に関しては、拘留法とともに刑事訴訟法 34 条、34 の 1 条も改正された。

5) 最高法院 93 年度台上字第 2237 號刑事判決、最高法院 99 年度台上字第 1789 號刑事判決、最高法院 99 年度台上字第 1192 號刑事判決。

(2) 112 年憲法裁判所 9 号判決 (2023 年)

本件は、ある弁護士事務所において、捜査機関による令状に基づく搜索がなされたことについて、審理が請求された事件である。

憲法裁判所は、弁護士事務所に対する搜索が、弁護人と刑事被告人（被疑者）の間における秘密かつ自由に意思疎通をする権利に影響を与えるか否かという点を中心に論じ、次のように判断した。「刑事被告人（被疑者）と弁護人が干渉を受けることなく十分に自由な意思疎通を行うことは、弁護人の援助を受ける防御権行使をする上で重要な内容であり、憲法により保障されるべきものである。……これについては憲法解釈第 654 号を参照すべきである。……刑事訴訟法第 34 条 1 項および 2 項前段の規定は、上述の解釈趣旨を受けて次のように改正されたものである。……」と説示した。

このように、本判決では、釈字 654 号の解釈の文脈を継承するかたちで、刑事被告人（被疑者）が弁護人と十分に自由な意思疎通をする権利が憲法により保障されるべきであることを、改めて確認されている。他方、本件の事実関係の下においては、弁護人と十分に自由な意思疎通をする権利が、身体拘束を受けていない被疑者・被告人にも認められている点が特徴的である。したがって、講学上、身体拘束を受けた被告人（被疑者）が弁護人と十分に自由な意思の疎通をする権利は、接見交通権と呼ばれ、身体拘束を受けていない被告人（被疑者）が有するものについて、十分に自由な意思疎通をする権利とされる。

2. 刑事訴訟法 34 条、34 の 1 条

憲法解釈 654 号の後、刑事訴訟法 34 条、34 の 1 条が改正されたが、基本的には、「捜査に逮捕」と「勾留」は異なる手続が規定された。以下は台湾刑事訴訟法に関する条文を確認する。

台湾刑事訴訟法 34 条 1 項：勾留を受けている被告人又は被疑者は、弁護人と接見し、又は書類の授受をすることができる。但し、被告人又は被疑者の通謀その他の罪証の隠滅等と疑うに足る相当な理由があるとき、制限することができる。

2 項：逮捕を受けている被疑者は、弁護人と接見し、又は書類の授受をすること

ができる。但し、接見は1時間以内、また1回である。接見の時間は93条の1第1項につき24時間の制限内を算入しない。

3項：前項の接見について、検察官は、急を要し、又は正当な理由があるとき、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであってはならず、又弁護士が245条2項による権利を不当に制限するようなものであってはならない。

台湾刑事訴訟法34の1条1項：勾留を受けている被告人又は被疑者の弁護人との接見、又は書類の授受については、制限する時、制限令状を発してこれをしてなければならない。

2項：制限令状には以下のことを記載しなければならない。一、被告人又は被疑者の氏名、年齢、住所及び弁護人の氏名。二、罪名、公訴事実の要旨。三、制限する具体的理由及びその根拠。四、具体的に制限する方法。五、制限する処分に対し、不服がある場合の救済方法。

3項：制限令状に関しては、71条3項を準用する。

4項：制限令状には、裁判官が、これに記名押印しなければならない。又、検察官、刑務所、弁護士及び被告人又は被疑者に制限令状を送付しなければならない。

5項：検察官は、勾留を受けている被告人又は被疑者と弁護人と接見し、又は書類の授受をすることを制限する必要があるときは、書面に第2項第1号から第4号までの事由を記載し、これと制限する理由に関する資料とともに裁判所に申し立てなければならない。但し、緊急を要し、裁判官の制限令状を求めることができないときは、直ちに制限することができる。この場合には、24時間以内に直ちに裁判所の制限令状を求める手続をしなければならない。裁判所は48時間以内に裁決しなければならない。検察官は24時間以内直ちに裁判所の制限令状を求める手続をしない場合、また裁判所が制限を却下する場合において、制限の取り消しをしなければならない。

6項：裁判所が制限を却下する場合、検察官は抗告することができない。

刑事訴訟法34条の立法理由によって、接見交通権について、「弁護人と勾留中の被告人が、干渉を受けることなく十分に自由な意思疎通を行うことは、弁護人が被告人による防御権の行使を援助する上で重要な内容であり、憲法によって保

障されるべきである。憲法解釈 654 号の趣旨に照らすと、この自由な意思疎通の権利は、法律によって制限できないものではないが、憲法 23 条の比例原則に沿い、かつ具体的かつ明確でなければならず。憲法が保障する防御権の趣旨に沿うものでなければならない。」(刑事訴訟法 34 条の立法理由参照)

刑事訴訟法 34 条、34 の 1 条によって、被告人、被疑者の接見交通権が保障されていたが、絶対的に制限できない権利ではない。

(1) 捜査段階での逮捕における接見

捜査での逮捕段階に、被疑者は、弁護士と接見し、または書類の授受をすることができる。ただし、接見は 1 時間以内、1 回に限られる(刑事訴訟法 34 条 2 項)。また、検察官は「急を要し、又正当な理由があるとき」は、接見交通権の行使に関し、「その日時、場所及び時間を指定することができる」とされた。条文上、検察官の判断で接見交通権の行使に制約を加えることができる旨が定められている。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限すること、また、弁護士が同法 245 条 2 項における立会いの権利を不当に制限するようなものであってならない(刑事訴訟法 34 条 3 項)。

刑事訴訟法 34 条の立法理由においては、逮捕を受けた被疑者における訴訟上の防御権と、捜査の利益とのバランスを取るため、「弁護士との接見または書類の授受をすることは完全に制限されてはならない。ただし、捜査には時間的な制約があるため、接見時間が過度に長くなったり、回数が多くなったりして捜査の遂行を妨げることを避けるために、接見の時間および回数には制限を設けるべきである。」とされた。また、捜査において、「急を要する事情があり、かつ正当な理由がある場合、たとえば弁護人の接見によって明らかに捜査活動が中断されるなど捜査の遂行に支障が生じる場合には、例外として検察官が必要な措置を講じることが許されたとされる。そのため、刑事訴訟法 34 条 3 項前段では、検察官が急迫の事情かつ正当な理由があると認める場合には、弁護人の接見を一時的に延期し、即時に接見可能な時間および場所を指定できることを明記している。これは、捜査の必要性和被疑者の弁護依頼権とのバランスを図るためである。他方、検察官が行うこの指定は合理的かつ相当なものであって、被疑者の正当な防御権

や、刑事訴訟法 245 条 2 項前段に定められた弁護人の立会権を妨げてはならないことを、同条 3 項後段において明示している。なお、司法警察（官）が犯罪の捜査および証拠収集の過程で、上記のような接見の一時延期および指定が必要と認められた場合には、検察官の承認を得て行わなければならない。」とされた。

刑事訴訟法 34 条 3 項における「急を要し、又正当な理由があるとき」の解釈について、学説上は、立法理由に記された「たとえば弁護人の接見によって明らかに捜査活動が中断されるなど捜査の遂行に支障が生じる場合には、例外として検察官が必要な措置を講じることが許されたとされる」との説明を参考とし、日本の接見指定に関するいわゆる「限定説」（接見指定が許容される場面を、身体を利用する捜査活動だと想定している見解）と類似している見解を採用していると考えられている。一方、捜査段階で被疑者に対する初回の接見の重要性に鑑み、「急を要し、又正当な理由があるとき」とは、解釈上、被告人の立会いが必要とされる捜索、現場検証または鑑定などを実施する場合に限られ、被疑者の取調べを含まないものと解すべきである。このような場合に限り、検察官は法律に基づき緊急処分権を行使し、当該捜索または鑑定後直ちに接見が可能となる時間及び場所を指定することができる⁶⁾。また、このような抽象的な用語については、裁判例を通じて個別の事例を積み重ね、類型化していく必要があると考えられる。加えて、単に「取調べがまだ終了していない」という理由だけでは「急を要し」又は「正当な理由があるとき」には該当しないとされる。なぜなら、接見が取調べ終了後まで認められないとすれば、被疑者はすでに自己に不利益な供述や不適切な判断をしてしまっている可能性があり、その時点での接見にはもはや実質的な意味がほとんどないと言えるからであろう。したがって、被疑者または弁護人が接見を求めた場合には、直ちに取調べを中止すべきである。そのような対応を前提とすることで、被疑者の供述の任意性が確保され、かつ弁護人による法的援助を受ける権利も確保されることになる⁷⁾。

6) 陳運財「釋字第六五四號解釋與自由溝通權」月旦法學雜誌第 192 期（2021 年 5 月）24 頁。

7) 李榮耕「受拘捕犯罪嫌疑人於訊問中之受辯護權」月旦法學雜誌第 192 期（2011 年 5 月）56 頁。

また、検察官による接見指定に対しては、弁護人、または被疑者が不服申立手段として、その取消、変更を請求する準抗告が、刑事訴訟法 416 条に設けられている。刑事訴訟法 34 条の立法理由によると、「裁判所が、その指定が『急を要し、又正当な理由があるとき』という要件を満たされない場合、あるいは被疑者の正当な防御権や、弁護人の立会い権（刑事訴訟法 245 条 2 項前段に定める）を侵害していると認定した場合には、その指定を取り消しまたは変更することができる。また、不当な接見指定は法定手続に違反することとされるため、この期間中に取得された証拠の証拠能力の有無については、刑事訴訟法 158 の 4 条の規定により、人権の保障と公共の利益の均衡を考慮して判断すべきである。」とされる。

(2) 勾留段階における接見

公訴提起前及び提起後における勾留段階で、被告人又は被疑者は、弁護人と接見し、又は書類の授受をすることができる（刑事訴訟法 34 条 1 項本文）。また、裁判官は、被告人又は被疑者の通謀その他の罪証の隠滅等と疑うに足る相当な理由があると認められたとき、制限令状によって制限することができる（刑事訴訟法 34 条 1 項但書、34 の 1 条 1 項、4 項）。

ここにいう制限令状発付手続に関して、検察官は、勾留を受けた被疑者と弁護人と接見し、又は書類の授受をすることを制限する必要があると認めるとき、令状請求を行うことができる（刑事訴訟法 34 の 1 条 5 項）。

捜査中に緊急の事態が発生された場合、迅速な対応が求められるため、検察官は、その接見、又は書類の授受をすることが制限するができるが、この場合には、刑事訴訟法 34 の 1 条 2 項 1 号から 4 号（一、被告人又は被疑者の氏名、年齢、住所及び弁護人の氏名。二、罪名、公訴事実の要旨。三、制限する具体的理由及びその根拠。四、具体的に制限する方法）までの事項を請求書に記載し、関連書類を添付して 24 時間以内に制限令状を請求する手続をしなければならない。裁判所は 48 時間以内に決定しなければならない。検察官は 24 時間以内に令状を請求する手続をしない場合、また裁判所が却下する場合において、制限の取消しをしなければならない（刑事訴訟法 34 の 1 条 5 項）。

また、公訴提起後の勾留に関し、裁判官が職権で被告人と弁護人との接見、ま

たは書類の授受をすることを制限することができる（刑事訴訟法34の1条4項及び同条立法理由参照）。つまり、勾留段階で、被告人と弁護人と接見し、又は書類の授受をすることについての制限をするためには、原則的に裁判所の令状が必要であるが、捜査中に例外的に緊急状態になったときに、検察官が直ちに制限することができる。ただし、この場合には事後的に制限令状の請求が必要となる。

他方、この接見交通権に関する制限（刑事訴訟法34の1条2項4号）について、どのような方法を採用すべきかについては、刑事訴訟法では明確に定められていない。そのため、捜査中に検察官が個別事件によって、請求の際に具体的な制限方法およびその理由を明示し、裁判所が事件ごとに審査し、具体的かつ明確な決定を下すべきである。また、留置場の秩序を維持する必要性から、勾留中の被告人と弁護人の接見時に、ただ拘置所⁸⁾担当官が監視を行うのみで内容には関与しない場合は、前記解釈の趣旨に鑑みても憲法で保障された訴訟権を侵害するものではなく、本号における「制限方法」には該当しないため、裁判所の許可を要する制限には当たらない。（刑事訴訟法34の1条立法理由参照）

勾留を受けた被告人、被疑者の防御権を保障するため、弁護人との接見または書類の授受をすることの制限は例外とすべきである。したがって、検察官が刑事訴訟法34の1条5項前段に基づき令状を請求した場合でも、または同項但書に基づき事後的な令状を請求した場合でも、裁判所がこれを却下した場合、検察官が抗告することはできないとされる。ただし、検察官が新たな証拠資料を得た場合には、改めて制限に請求することは当然に認められる（刑事訴訟法34の1条5項及び同条立法理由参照）。

裁判所による制限令状の発付または事後的発付の手続においては、捜査中であることから特に緊急性および機密性が重視され、速やかに処理され、令状審査の内容は公開されてはならない。その審査の目的はあくまで、弁護人と勾留を受けた被告人との接見または書類の授受をすることを制限する必要があるか否かを判断することであり、被告人の犯罪の有無を判断する実体的な審判手続ではない。そのため、自由な証明で足りるとされる（刑事訴訟法34の1条立法理由参照）。

8) 台湾の勾留法においては、勾留を受けた被疑者や被告人は拘置所に拘禁されることが定められている。

また、裁判所は審理中に職権で制限令状を発付する場合、または検察官の請求を受けた場合、必要に応じて当事者または弁護人の意見を聴くことができる（刑事訴訟法 34 の 1 条立法理由参照）。

3. 台湾高等裁判所 2015 年決定⁹⁾

台湾刑事訴訟法 34 条 1 項ただし書き、34 の 1 条 1 項、4 項により、裁判官は、勾留を受けた被告人または被疑者の通謀その他の罪証の隠滅等と疑うに足りる相当な理由があると認められたとき、制限令状によって、接見交通権を制限することができる。しかしながら、具体的事案において「通謀その他の罪証の隠滅等と疑うに足りる相当な理由があると認められたとき」には、いかなる「具体的な制限手段」を選択すべきか、特に接見内容を捜査機関の職員が傍聴することを許されるか否かは、被告人の接見交流の権利と捜査の実効性とのバランスに深く関わる問題である。本決定は、接見交通権に対する制限方法の在り方等について、重要な示唆を与えるものであるため、以下において当該判決の分析を行う。

(1) 事実及び原決定の概要

被告人 A は、捜査中に弁護人として甲弁護士を選任した。甲弁護士は複数回にわたり、共犯関係にある被告 B、C、D および E の家族からの委任を受けたと偽って、法務部矯正署桃園拘置所に委任状を提出し、上記の共犯被告人らに疑念を抱かせることなく委任状に署名させた。その後、甲弁護士が接見を訪れた際、B らは初めて、自らの家族が実際には甲弁護士に委任していなかったことを認識した。それにもかかわらず、甲弁護士は接見の機会を利用して、共犯被告人 B らから捜査内容を聞き出し、営業秘密の保管場所や内容について質問するなどの行為に及んだ。これにより、甲弁護士が接見交通を通じた罪証隠滅や共犯者と通謀などと認められる具体的事実が存在するとして、検察官は刑事訴訟法第 34 の 1 条により、甲弁護士と被告人 A との接見に制限を加えるよう申立てを行い、その制限の具体的方法として、検察官が指名した検察事務官が甲弁護士と被告人

9) 臺灣高等法院 104 年度抗字第 1347 號刑事裁定。

A との接見の際に、接見内容を傍聴し録音または速記する措置を提案した。

原決定¹⁰⁾は、共犯者 B らによる供述調書等に基づき、甲弁護士が複数回にわたって名義を偽り B らと接見を行ったこと、しかもそれが単発的な事案にとどまらず、動機にも疑義があることから、共犯者と通謀と罪証隠滅があると認定し、甲弁護士と被告人 A との接見時に、検察事務官を立ち会わせて速記を行うことを認めた。他方、比例原則を考慮し、録音については許されないと判断したものである。

(2) 本件決定の内容

本件決定は、憲法解釈 654 号を引用し、次のように接見交通権における憲法上の要請を明示している。「十分に自由な意思疎通をする権利の行使は、法律によって制限できないものではないが、憲法 23 条における比例原則に従い、具体的かつ明確な規範も必要し、これらの条件を満たせば、憲法が保障する防御権の本旨や憲法 16 条の訴訟権の保障には反しない」とされている。

原決定において、弁護士と被告人との接見時に検察事務官を立ち会わせて速記させることを許可した点について、本件決定は以下のように判断した。

刑事訴訟法 34 条、34 の 1 条により、検察官は、勾留を受けている被告人又は被疑者と弁護士と接見し、又は書類の授受をすることが制限することが必要があるとされたとき、制限令状請求を行うことができるが、その時、具体的に制限する方法を示されなければならない。

当所は検察官の請求を審査し、弁護士との接見において罪証隠滅や共犯者との通謀があると疑うに足る事実があると認められる具体的な事実が存在する場合に限り、法に則って制限令状を発付できるとされる。また、制限令状を発付する場合、比例原則を考量し、制限令状の内容には、その接見に対する制限の具体的な理由およびそれに基づく事実を明確に記載するとともに、具体的に制限する方法（たとえば接見の時間、場所、回数など）も明示しないといけない。これは、勾留中の被告人が弁護士との接見交通権に対し、その影響を最小限に与

10) 臺灣桃園地方法院 104 年度聲限字第 1 號刑事裁定。

えることで、被告人の訴訟権および弁護権の適正な行使を保障するためである。

仮に、その接見に対する具体的に制限する方法としては、「第三者が立ち会わせて傍聴する」ことであるなら、以下の事情を考量しないとイケない。勾留中の被告人と弁護人との間の秘密の意思疎通は、被告人にとって唯一の防御手段であることを踏まえ、罪証隠滅や共犯者との通謀等を防止する必要がある、その意思疎通の内容を監視、傍聴せざるを得ないとしても、実質的に防御権が保障されるため、当該「第三者」は本件の訴追側（たとえば検察官、警察など）の者であってはならず、また立ち会わせ、傍聴により得られた情報は、原則として別件における追起訴（たとえば刑事証拠隠滅罪など）においてのみ証拠として用いることができ、本件の犯罪立証のための証拠として用いることは禁止される。

したがって、弁護人と被告人と接見するとき、検察事務官を立ち会わせて速記させることを認めた原決定は、訴追当事者の一方に属する者が被告人と弁護人との全接見内容を直接傍聴することを許すものであり、これは勾留中の被告人と弁護人との間に、十分に自由な意思疎通をする接見交通権に対する制限として、必要な範囲を超えたものであり、防御権の行使を著しく妨げるものであるから、もはや適法な制限方法とは言えない。

また、原決定において接見等の制限期間を「被告人 A における勾留されている期間」と記載している点に関し、本件決定は以下のように判断している。(1) 原決定は、検察官の請求期間を超えた制限期間を認めているにもかかわらず、その理由を明示しておらず、当所としてはその適否を審査することができない。他方、原決定の文言に従えば、将来的に当該接見等の制限の効力が起訴後の勾留期間にも及ぶか否かという争点を生じ得る（審理中において弁護人と勾留中の被告人との接見交通を制限し得るかは別問題である）。(2) 仮に被告人 A における「勾留されている期間」を「捜査中における勾留されている期間」と解釈するにしても、そのような解釈は、被告人が捜査中に勾留されている間、弁護人との接見交通権を全面的に制限することに等しく、目的と手段との間の比例性に照らしても、相当とは認め難い。以上の事情を踏まえて、原決定を破棄して差し戻した。

(3) 小括

以上の説示からは、本決定は接見交通権に対する制限の方法について、3つの重要な見解を示していることが読み取れる。(1) 一定の条件下において、接見交通権を制限する手段として、第三者の立会いによる監視が許容され得ることを認めているが、その第三者は本件訴追当事者（たとえば検察官、警察官、調査機関の職員）であってはならず、(2) 第三者の立会いができることを前提として、その傍聴によって取得された情報は、原則として別件における追起訴（たとえば証拠隠滅罪等）にのみ利用可能であり、本件の犯罪事実立証のための証拠として用いることは禁止されている。(3) 捜査中に勾留されている被疑者に対して、その弁護人との接見交通権を全面的に制限することは許されないとの立場を明確にしている。

Ⅲ 結論

日本の刑事訴訟法 39 条 1 項では、身体拘束を受けている被告人または被疑者と弁護人との接見交通権について、立会い人がいない状況で行うことが保障されている。また、同法 39 条 3 項により、検察官、検察事務官または司法警察職員が、捜査のため必要があるとき、公訴提起前である被疑者と弁護人等との接見の日時、場所を指定することができるが、被疑者の防御の権利を不当に制限してはならない。つまり、捜査段階での接見指定は、捜査機関の権限で、接見交通権の行使に制限を加えることができる。また、接見指定制度は合憲であること（最大判平成 11 年 3 月 24 日¹¹⁾）を前提として、「捜査のため必要があるとき」の解釈に関し、日本の最高裁判所は、接見交通を通じた罪証隠滅や共犯者と通謀などの広く一般的捜査の必要性を想定しているわけではなく、被疑者の「身体」を利用する捜査活動を想定しているとみられる¹²⁾。

これに対して、台湾刑事訴訟法 34 条、34 の 1 条により、検察官が捜査の逮捕

11) 最大判平成 11 年 3 月 24 日民集 53 巻 3 号 514 頁。

12) 酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣、2020 年）209-211 頁、藤永幸治＝河上和雄＝中山善房編『大コンメンタール刑事訴訟法第 1 巻（第二版）』（青林書院、2014 年）455 頁。

段階で、被疑者の接見交通権を制限することができる。その後の捜査段階及び起訴後の勾留について、裁判官の制限令状によって接見交通権を制限することができる。例外的に、検察官が捜査段階の勾留で、その接見、又は書類の授受をすることが制限するができるが、この場合にも、事後的に制限令状を請求する手続きをしなければならない。

台湾および日本の刑事訴訟法はいずれも、一定の条件下で接見交通権の制限が認められている。しかし、台湾刑事訴訟法 34 条第 34 の 1 条では、「勾留」を基準として区分しており、勾留前の逮捕段階では、同法 34 条 2 項および 3 項の規定に基づき、検察官が接見交通権を制限する主体となる。一方、勾留後においては、裁判官が制限の主体となる。これに対して、日本の刑事訴訟法第 39 条第 3 項は「起訴」を基準としており、起訴前は捜査機関である検察官または司法警察官が接見交通権を制限する主体である。制限の主体に関する立法上の違いとして、台湾の法制度では、勾留後には裁判官が接見交通における制限の要件の有無を判断し、かつ制限令状の発付が必要であり、捜査段階だとしても、捜査機関が独自に判断することはできない点が特徴である。

また、接見交通権を制限する理由としては、台湾刑事訴訟法において、捜査中における逮捕に、「急を要し、又正当な理由があるとき」との解釈は、「身体」を利用する捜査活動と考えられる学説が多く、日本の刑事訴訟法 39 条 3 項における「捜査のため必要があるとき」における「限定説」の理解とは類似していると見られる。

それに対して、勾留中における接見交通権を制限する理由は、被告人又は被疑者の通謀その他の罪証の隠滅等広く一般的捜査の必要性と認められている。また、制限の手段、方法としては、裁判官は、勾留中の被告人。被疑者における接見交通権へ対する影響と捜査の必要性とのバランスを図り、憲法上における比例原則をもって決められるべきだとしている（台湾高等裁判所 104 年度抗字第 1347 號決定参照）。

身体拘束を受けた被疑者、被告人にとって、弁護人との接見交通は、極める重要な防御手段である。しかし一方で、「被告人又は被疑者の通謀その他の罪証の隠滅等と疑うに足る相当な理由がある」と認められた場合、捜査に対する損害

が軽微とは言えないという現実も台湾に存在する。確かに、接見交通権への影響と捜査の必要性とのバランスは、裁判官が事件ごとで判断すべきである。しかしすくなくとも、「通謀その他の罪証の隠滅等と疑うに足る相当な理由がある」とされる要件については、厳格に認定すべきだと考えられる。